

# 横浜市立鶴見小学校P.T.A規約

## 第1章 総則

第1条 本会は、横浜市立鶴見小学校（保護者と先生の会）P.T.Aと称する。

第2条 本会の事務所を横浜市立鶴見小学校に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会は、鶴見小学校の教育目標を達成するため、学校と家庭と社会とが協力して、教育の成果を上げるために次の諸項を目的とする。

1. 児童の福祉を増進する。
2. 児童の教育環境を整備する。
3. 民主教育に対する理解を深める。
4. 義務教育公費負担の実現に努力する。
5. 保護者と先生は、互いに研修し、協力して向上に努める。

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び、機関と協力する。
2. 自主独立のものであって、他の団体や機関の支配干渉を受けない。
3. いかなる政党・宗教・営利企業も支持しない。
4. 学校の管理や人事に干渉しない。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員は次の通りで、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

1. 鶴見小学校に在学する児童の保護者、またはそれに代わる者。
2. 鶴見小学校に勤務する教職員。
3. 特別会員として、本会の主旨に賛同する賛助会員。

## 第5章 役員

第6条 本会の役員は次の通りで、任期は1年とし、再任は妨げない。

1. 会長1名（保護者）
2. 副会長（保護者）
3. 書記（保護者、教職員1名）
4. 会計（保護者、教職員1名）

- 第7条 役員の推薦、選挙及び就任は次の通りとする。
1. 次の手順によって役員推薦委員会を組織する。
    - (1)各地区毎に、会員の中から1名から2名選出する。
    - (2)教職員の中から互選により2名選出する。
    - (3)実行委員会の中から互選により1名選出する。
  2. 役員推薦委員会は、PTA会長候補を推薦する。
  3. 役員推薦委員会は各地区毎に役員候補をあげ、会員に公示する。但し、第7条2項によりPTA会長候補が推薦できていない場合、家庭数の多い地区から更にあげ、会員に公示し、各地区役員候補の中からPTA会長候補を推薦する。但し、役員推薦委員は役員候補者になることはできない。
  4. 役員候補の推薦は、予め本人の承認を得ておかなければならない。
  5. 選挙管理委員会は、選挙が必要になった時に実行委員会より5名選出し、選挙管理委員会を発足する。
  6. 会員は、会員10名以上の同意を得て役員候補の推薦、または立候補することができる。
  7. 選挙管理委員会は、役員選挙のある場合、役員候補者名を役員選挙のある1週間前までに公示しなければならない。
  8. 役員選挙は、年度末の定期総会において行う。
  9. 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
  10. 役員の推薦、選出にて1児童1回以上委員の経験者を除く。(すでに卒業されている児童についての委員経験は除きます)。また、再任は妨げない。

- 第8条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は会務を整理し、本会を代表する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
  3. 書記は各種会合の通知、及び、記録をする。
  4. 会計は本会の金銭の収入、支出を記録し、総会において決算報告をする。
  5. 役員会は必要に応じて会長が招集し、総会及び実行委員会に提案する事項のほか、会務全般について協議する。
  6. 会長以外の役員に欠員が生じた時は、実行委員会において協議し、必要に応じてこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 委員会

- 第9条 本会は、次の委員会を置く。

1. 実行委員会
2. 各種委員会
3. 役員推薦委員会
4. 選挙管理委員会
5. 会計監査委員会
6. 特別委員会

- 第10条 実行委員会は、役員、及び各委員会の正・副委員長によって構成する。

- 第11条 実行委員会は、次の役割を果たす者とする。

1. 総会に提出する議案の審議をする。
2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。
3. 緊急事項及び総会により委任された事項を処理する。
4. 実行委員会は、原則として、毎月1回開くものとする。

- 第12条 各種委員会は、会員の中から選出して構成する。選出人数は次の通りとする。

1. 校内委員会  
各学年から学級数の2倍に相当する人数を選出する。
2. 広報委員会  
各学年、学級数に相当する人数を選出する。
3. 校外委員会  
各地区の会員より2名以上(20家庭以下の地区は1名でもよい)を選出する。

第13条 各種委員会の種類と任務は次の通りとする。

1. 校内委員会

学級担任と協力して、学年・学級PTの企画・運営、学級経営への助力、児童の生活への関心を深める活動に当たる。児童の教育活動に必要な教材・教具の充実を図る一助としてベルマーク収集などの活動に当たる。会員相互の研修を深め、親睦を図るための企画・運営に当たる。児童の保健・衛生・安全、及び学校給食に関する理解を深め、その向上を図るための活動に当たる。

2. 広報委員会

会員相互の意見・情報交換を図るための企画・運営に当たる。

3. 校外委員会

児童の校外における生活実態の把握とその補導に当たり、家庭と学校との関係を緊密にする活動に当たる。

第14条 会計監査は委員2名より構成し、本会の経理を監査する。委員の選出は第7条を準用する。学区外より1名固定。他地区1名は担当制により交互に選出する。

第15条 特別委員会は、必要に応じて、実行委員会の承認を得て、会長が委員を委嘱する。その他の委員会においては、正・副委員長を互選する。

## 第7章 会議

第16条 本会に関する会議は次の通りとする。

1. 総会

2. 役員会

3. 第9条の委員会の会合

第17条 総会は毎年次のように開くものとする。

1. 年度始め（4～5月開催）

前年度会務及び決算報告・新年度計画・予算審議・その他

2. 年度末（2～3月開催）

翌年度役員・会計監査委員の選出・その他

第18条 前条の定期総会のほかに、実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を会長が招集する。但し、役員・実行委員会で協議の上、紙面をもって臨時総会に代えることもできる。

第19条 総会の定員数は委任状を含めて、全会員の2分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第20条 会議はすべて会長又は委員長が招集する。原則として一週間前に通知するものとする。

第21条 校長・副校長は、学校管理並びに教育上の立場から各種会議に出席して意見を述べることができる。

## 第8章 会計

第22条 本会の経費は会費及び雑収入をもって充てる。

1. 会費は1人当たり月額400円とする。

2. 雑収入や寄付金等がある場合は、収入に充当をする。

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 個人情報の取り扱い

第24条 本会がPT活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第10章 改正

第25条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

## 第11章 付則

第26条 会長は、実行委員会の決議を経て、本会運営上細則を定めることができる。

第27条 この会則は、昭和54年4月1日より実施する。

第28条 この会則は、一部改正（第6条2項）し、平成2年4月1日より実施する。

第29条 この会則は、一部改正（第22条）し、平成3年4月1日より実施する。

第30条 この会則は、一部改正（第6章12条、13条）し、平成5年4月1日より実施する。

第31条 この会則は、一部改正（第5章8条6項）し、平成13年4月1日より実施する。

第32条 この会則は、一部改正（第7章17条、18条）し、平成14年4月1日より実施する。

第33条 この会則は、一部改正（第1章1条、第5章6条、第7章7条、第9条12条、13条、17条）し、平成18年1月10日より実施する。

第34条 この会則は、一部改正（第5章7条）し、平成19年4月1日より実施する。

第35条 この会則は、一部改正（第5章7条）し、平成24年4月1日より実施する。

第36条 この会則は、一部改正（第6章12条）し、平成28年4月1日より実施する。

第37条 この会則は、一部改正（第9章24条）し、平成29年10月10日より実施する。

第38条 この会則は、一部改正（第6章12条）し、平成30年11月5日より実施する。

第39条 この会則は、一部改正（第5章7条、第6章14条、第8章22条）し、令和2年4月1日より実施する。

## 横浜市立鶴見小学校PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 横浜市立鶴見小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報データベースの取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA副会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員、各委員会の委員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、その個人情報の利用目的を決め本人に明示し、あらかじめ本人の書面による同意を得る。要配慮個人情報については収集しない。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA活動に必要な名簿の作成
- (2) 各種行事の案内
- (3) 資料等の送付
- (4) 役員選出
- (5) PTA活動の諸連絡

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。  
不要となった個人情報は管理者立会いのもとの、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (取扱)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。紙の状態のものは、PTA会議室内のキャビネット等で適切な保管を行う。  
また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員・各委員会の委員に対して、年度初めの実行委員会等で、個人データの取扱いに関する留意事項について、確認をする機会を設ける。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「横浜市立鶴見小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年10月10日より施行する。